



相 談

募 集

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を募集します。入居の申込みを希望する人は、募集のしおりを配布していますので、開発指導課までお越しください。また、申込みの際には、申込書と必要書類を提出してください。

- ▼募集住宅
重地住宅（中溝） 1戸
2LDK（4階） 59.15㎡
- ▼申込期間
1月24日（水）～1月26日（金）
- ▼開発指導課 ☎820・5638

熊野町登録統計調査員の募集について

熊野町で実施される統計調査の調査員をやってみませんか？

熊野町では、統計調査員として登録していただける人を募集しています。統計調査員の主な仕事は、調査区（〇〇一丁目など）内の個人または企業への、調査の説明、調査票の

配布回収などです。調査期間は2カ月程度ですが、任意の時間での活動が可能です。

報酬は、調査の規模によりますが、おおむね2万円～最大7万円程度です。

▼登録条件

- ①町内在住の20歳以上で健康な人
- ②個人情報保護ができる人
- ③警察・税務・選挙・宗教などに直接関係のない人
- ④責任を持って遂行できる人

登録された場合、調査が実施される際、活動が可能か連絡させていただきます。詳しくは、地域振興課へお問い合わせください。



よろしくおねがい
しますりゅー

- 2 地域振興課 ☎820・5602

お知らせ

広島県特定（産業別）最低賃金が改定されました

広島県最低賃金の改定（時間額818円平成29年10月1日から発効）に引き続き、広島県特定（産業別）最低賃金が改定されました。改定されたのは製鉄業など8種類の特定最低賃金です。12月31日から発効しています。

特定（産業別）適用される業種	最低賃金（時間額）
製鉄業	922円
金属製品製造業	882円
はん用機械器具等製造業	890円
電子部品等製造業	851円
自動車・同附属品製造業	870円
船舶等製造業	912円
各種商品小売業	838円
自動車小売業	868円

適用される業種の詳細などにつきましては広島労働局賃金室（☎221・9244）または広島中央労働基準監督署（☎221・2460）にお問い合わせください。（地域振興課）

～各種相談についての秘密は厳守しますお気軽にご相談ください～

名称	月日	時間	相談員	内容など	相談場所・問合せ先
人権ホットライン	16日（火）		人権擁護委員	人権侵害、身の回りの悩み事など電話で相談に応じます。	☎電話相談のみ ☎民生課 ☎820-5635
一日無料相談会	2月8日（木）	10:00～12:00 13:00～15:00	弁護士 司法書士 などの専門職	広島で活躍する弁護士など専門職の集まり「川の会」が、様々な相談に応じます。（1人30分以内）	☎熊野町役場 ☎利用が初めての人のみ ☎総務課 ☎820-5601 申込期限:21日 ※全ての相談枠が埋まり次第、受け付け終了
生活困窮者相談窓口	月～金 (祝祭日を除く)	8:30～17:15	福祉事務所 職員	自立をサポートする相談に応じます。経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が困難な人（生活保護受給者は除く）。	☎熊野町役場 ☎民生課（福祉事務所） ☎820-5614

【平成30年度新中学1年生対象】就学援助新入学用品費の入学前支給の実施について

熊野町では、平成30年4月に中学校に入学されるお子さんがいらつしやる家庭で、経済的に困りの保護者に新入学用品費を入学前の平成30年2月に前倒して支給します。

※新小学1年生の入学前支給は、平成31年度新入生から実施予定です。

☑左記の要件を全て満たしている人

- ・平成30年4月に熊野町立中学校もしくは町外の国立中学校に入学予定の児童の保護者
- ・平成30年2月1日時点で熊野町に在住している人
- ・申請締切までに「平成29年度就学援助費申請書兼世帯票」を提出し、就学援助（標準保護）の認定を受けた人

※ただし、次の人は対象とはなりません。

- ・私立中学校に入学する児童の保護者
- ・生活保護の入学準備金を受給される人

嘱託職員（配慮児童支援員）の募集

▼主な業務内容：配慮児童の教科指導補助など

- ▼委嘱期間：2月1日～3月24日まで
- ※年度更新の場合あり
- ▼募集人員：1人
- ▼勤務日等：月曜日～金曜日、週27時間の範囲内で学長が割り振る
- ▼報酬額：920円/時間
- ▼保険：社会保険・雇用保険加入あり
- ▼応募締切等：1月19日（金）（必着）までに、「選考申込書」に記入のうえ、総務課に提出してください。面接による選考の結果により採用します。
- 「選考申込書」の様式、選考会の日程などの詳細については、町ホームページをご覧ください。総務課へお問い合わせください。
- ☎総務課 ☎820・5601
- ☎学校教育課 ☎820・5620

・熊野町以外で新入学用品費の支給を受けられた人

▼申請締切等
【申請締切】 1月31日（水）

【申請方法】

学校または学校教育課にある「平成29年度就学援助費申請書兼世帯票」に添付書類を添えて、所属の小学校へ提出してください。

※既に「平成29年度就学援助制度」において「標準保護」の認定を受けている人は、再度申請いただく必要はありませんが、私立中学校進学予定および入学前支給を希望しない場合は、学校教育課にお申し出ください。

▼支給額および支給時期等
【支給額】
4万7千400円（定額）

【支給時期】

平成30年2月末
【支給方法】保護者の口座に直接振り込みます。

▼注意事項

平成30年2月1日以降に熊野町から転出をされても、新入学用品費の返還は求めませんが、ご転出先自治体には、熊野町で新入学用品費の入学前支給を行った旨

の通知を行います。

・今回の新入学用品費の支給を受けた人については、「平成30年度就学援助制度」に認定された場合でも新入学用品費の支給は受けられません。詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

☎学校教育課 ☎820・5620

住宅・土地統計調査単位区設定を実施します

総務省統計局（広島県・熊野町）では、平成30年10月に「住宅・土地統計調査」を実施します。

この調査の準備として、2月1日を基準日とした調査単位区の設定を行います。

これは、調査区域を明確にするために行うもので、県知事が任命した指導員が1月中に調査区内を巡回して住戸を把握します。指導員の訪問がありましたら、調査へのご協力をお願いいたします。なお、指導員は「指導員証」を携帯しています。

☎地域振興課 ☎820・5602

償却資産（固定資産税）の申告が始まります

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでいる人が所有する、その事業に用いる機械・器具・備品などのうち、土地・家屋以外の減価償却できる資産のことをいいます。

町内に償却資産をお持ちの場合には、資産の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の資産状況を申告していただく必要があります。申告書は、12月末に発送しています。

なお、新たに事業を始められた人には申告書を郵送いたしますので、ご連絡ください。

申告漏れや錯誤があったときは、地方税法第17条の5に則り最大5年間遡って修正申告をしていただき、追徴課税をさせていただきます。申告していただきます。

毎年、申告していただいている人は、償却資産の申告書に同封されている「種類別明細書」と、「固定資

歯並び矯正は専門医のいる当院へ!

無料相談いたします（要予約）
大人でも矯正できます
糖尿病予防はお口から！
歯のクリーニングをどうぞ！

山野歯科医院 ☎854-1139
山野矯正歯科 ☎888-8741（矢野駅前）

産台帳」や「減価償却明細書」をよくご確認いただき、申告漏れや錯誤がないか今一度ご確認ください。該当の資産をお持ちの人で、申告の方法がわからない人や、今年新たに事業を始められた人等で申告書が届かないなどございましたら、気軽にお問い合わせください。

▼申告期限：1月31日（水）
▼提出先：税務課
☎税務課 ☎820・5603



熊野町の火災と救急
—平成29年11月中—
火災件数 0件 死傷者 0人
救急件数 66件 搬送人員 63人
※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。